



平成28年10月21日

内閣府（防災担当）

「平成二十八年九月十七日から同月二十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

平成28年9月17日から21日にかけて、台風第16号により、鹿児島県、宮崎県を始め、各地に甚大な被害がもたらされました。

このため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に適用すべき措置を指定する政令を、本日（10月21日（金））の閣議において、以下のとおり決定しました。

I 激甚災害（本激）の指定と適用措置

全国を対象として、次の措置が適用されます。

(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします。（過去5カ年の実績の平均では農地は82%→95%に嵩上げ）

(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）

農業協同組合、漁業協同組合等が所有する倉庫、共同作業所等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助率を嵩上げします。（一般災害 20% → 最高 90%）

(3) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条第2項～第4項）

農地等に係る災害復旧事業で、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

II 激甚災害（局激）の指定と適用措置

鹿児島県垂水市^{たるみずし}を対象として、次の措置が適用されます。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします。

（過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→84%に嵩上げ）

(2) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条第1項、第3項、第4項）

公共土木施設等に係る災害復旧事業で、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

III 今後の予定

10月26日（水） 公布・施行（予定）

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付 後藤、玉田、阿部

03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

